

# 「社会的雇用」による 障害者の自立支援(提案)

---

人は、労働を通じて社会に参加し、  
その労働の対価として収入を得て生活する。  
それは、障害者も同じである。



みのお

2010年1月25日 大阪府箕面市

## **1. 「社会的雇用制度」の創設を願っています**

私たちは、障害者自立支援法に欠けている中間的就労の場、「社会的雇用制度」の創設を強く願っています。

## **2. 非就労から就労へのシフトにより社会的コストを削減できます**

私たちの考える「社会的雇用制度」は、働きたいのに働けない障害者に新たな選択肢を提供し、非就労から就労にシフトすることで、社会的コストを削減することができます。

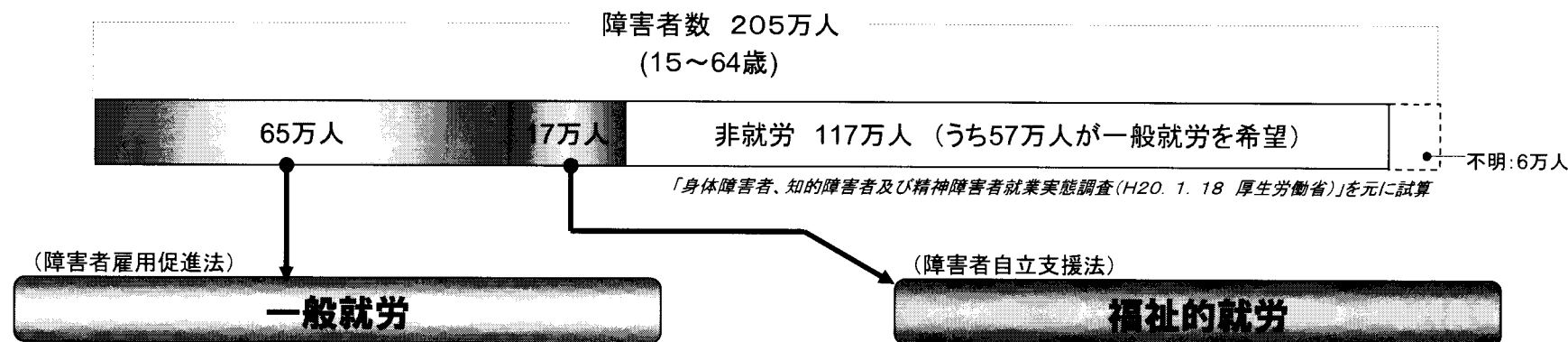
## **3. 自治体が先行して制度化、効果を実証しています**

滋賀県及び大阪府箕面市においてモデルケースがあり、実現可能性はもとより、障害者・支援者から大きな支持を得ていることから、その効果が高いことも実証されています。

**「障がい者総合福祉法(仮称)」での法制化を  
強く願っています。**

# 障害者就労の現行制度

現在の障害者就労は、ハードルの高い「一般就労」と、低賃金で自立に至らない「福祉的就労」に二分される。



- ・働く場所: 一般企業、事務所・工場・商店・自営など
- ・障害者の位置付け: 労働者
- ・障害の程度: 軽度～中度
- ・障害者賃金の水準: 15万円/月程度(最低賃金制適用あり)

- 最終目標ではあるが、ハードルが高い
- 中軽度の障害程度でないと就労が困難 (各種支援策はあるが、限界もある)
- 法定雇用率未達成企業が半数以上

- ・働く場所: 作業所、授産施設など
- ・障害者の位置付け: 福祉制度の利用者
- ・障害の程度: 軽度～重度
- ・障害者賃金の水準: 2万円/月程度(最低賃金制適用なし)

- 賃金が低く、障害者の経済的自立に至らない
- 保護的・訓練的な側面が強い (障害者の社会参加意識が培われにくい)
- 公的資金が、障害者の賃金補填に使えない (会計の仕組みがそうなっている)

一般就労に至らない、しかし「働きたい思い(意欲)」を持つ障害者が、健常者と共に働き、地域で自立して生活するための基盤が欠けている。

# 新たな選択肢「社会的雇用」

## 一般就労

- ・働く場所：一般企業、事務所・工場・商店・自営など
- ・障害者の位置付け：労働者
- ・障害の程度：軽度～中度
- ・障害者賃金の水準：15万円／月程度（最低賃金制適用あり）

## 福祉的就労

- ・働く場所：作業所、授産施設など
- ・障害者の位置付け：福祉制度の利用者
- ・障害の程度：軽度～重度
- ・障害者賃金の水準：2万円／月程度（最低賃金制適用なし）

中間的な就労の場

## 社会的雇用

### 求められる姿

1. 「労働」に軸足
2. 重度の場合も、能力・適性に応じた職種開拓
3. 経済的自立が可能な賃金保障

### 社会的雇用の基本要件

- ・働く場所：社会的雇用事業所
- ・障害者の位置付け：労働者
- ・障害の程度：中度～重度
- ・障害者賃金の水準：9万円／月程度  
（最低賃金制適用あり）

### 新たな「社会的雇用制度」の創設を

\*自治体が制度化済み 大阪府箕面市、滋賀県(参考:p.10、11)

#### 事業所は・・・

- 障害者の能力・適性に応じた職種開拓
- 障害者自身の経営参画(自己決定・自己選択の拡大)
- 自立を可能にする賃金(障害基礎年金と合わせて)
- 企業としての経営努力

#### 公的支援は・・・

- 障害者の手に乗る賃金への公的支援(賃金補填)  
(運営費等の補助は就労継続支援A型に準じる)
- 援助スタッフへの助成
- 公契約によるバックアップ

(参考)「障がい者等が当たり前地域で暮らし、地域の一員としてともに生活できる社会をつくる」

(民主党「民主党 政権政策 Manifesto」/2009年7月27日)

「障がい者が権利主体であることを明確にして、自己決定・自己選択の原則が保障されるよう制度改革」

(民主党「民主党政策集 INDEX2009」/2009年7月17日)

「障がい者の所得の確保に係る施策の在り方について、就労を促進し、障がい者に対する手当は就労による所得を補完するものと位置付け」(民主党 障がい者政策PT「障がい者制度改革について～政権交代で実現する真の共生社会～」/2009年4月8日)

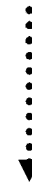
# 社会的雇用が生み出す効果

## 1 社会的意義

- (1) 障害者の選択肢を増やす
- (2) 在宅障害者の社会参加を増やす
- (3) 一般就労に適用可能な就労モデルを作る

## 2 社会的コスト削減

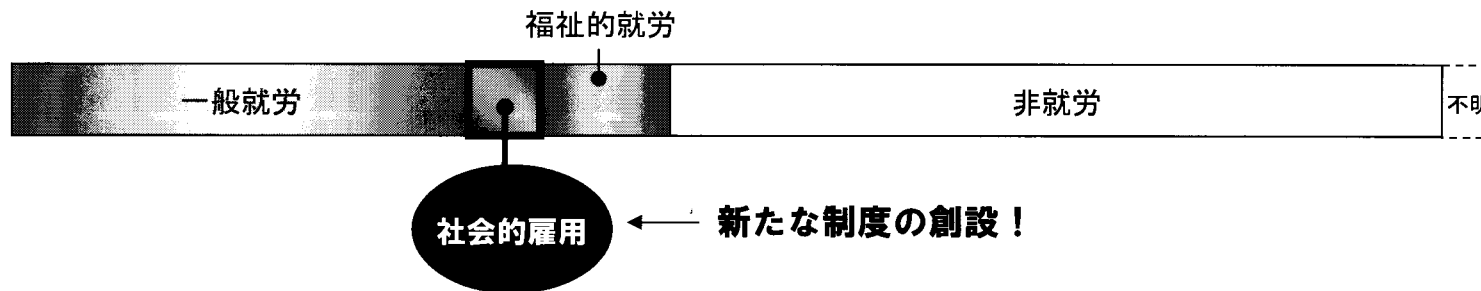
非就労から就労へシフト



非就労の障害者にかかっていた社会的コストを  
年間430億円\*削減できます

\*削減額はp.7参照

# 社会的雇用の意義



## 福祉的就労から社会的雇用へシフト

### (1) 障害者の選択肢を増やす

労働意欲があり、自立をめざす障害者にふさわしい選択肢を提供できる

#### 新たな選択をすることで

- ・働く喜び、労働者としての自己肯定感が得られる
- ・地域で自立して生活できる人が増える
- ・タックスペイヤーになり得る

## 非就労から福祉的就労へシフト

### (2) 障害者の社会参加を増やす

福祉的就労にも受け入れ人数の限界がある中、受け皿が増えることにより、就労できる障害者の総数が増える

#### 社会資源のパイを増やすことで

- ・支援学校等の卒業生の行き先を確保できる
- ・日中活動の場を確保でき、家族の負担も軽減できる

## 非就労から一般就労へシフト

### (3) 就労モデルを作り上げる

一般就労で雇用が困難とされている重度障害者の就労モデルを社会的雇用で作成し、一般就労に適用できる

#### 就労モデルの形成により

- ・企業の負担感を軽減し、一般就労を促進する
- ・障害者権利条約の「合理的配慮」を具現化できる

# 非就労→就労による社会的コスト削減

就労と非就労の場合の「社会的コスト」（そのサービスを提供するために税も含め社会全体が負担しているコスト）をモデル試算しました。

箕面市在住・38歳・身体障害者手帳1級所持者をモデルに試算

\* 試算の詳細は p.12に掲載

<b>社会的雇用制度を利用して就労した場合の社会的コスト</b> <b>427,340円/月</b>	社会的雇用制度のコスト	171,680円	+	その他の支援に要するコスト	255,660円	=	427,340円
	〔 運営管理費等 賃金補填 〕	101,680円 70,000円			〔 ヘルパー派遣 (朝夜1時間、身体介護) 〕	255,660円	

非就労の場合の社会的コスト		
モデルケース1 (生活保護受給者)	モデルケース2 (在宅)	モデルケース3 (生活介護への通所)
障害福祉サービス ヘルパー派遣 383,490円 (朝昼夜1時間、身体介護) 単身障害者世帯の生活保護費 生活扶助 83,700円 住宅扶助 42,000円 障害者加算 26,850円 障害基礎年金 ▲82,510円 <hr/> 計 <b>453,530円/月</b>	障害福祉サービス ヘルパー派遣 255,660円 (朝夜1時間、身体介護) ガイドヘルパー 244,640円 (昼間5時間、移動支援) <hr/> 計 <b>500,300円/月</b>	障害福祉サービス ヘルパー派遣 255,660円 (朝夜1時間、身体介護) 生活介護 170,000円 送迎 10,000円 <hr/> 計 <b>435,660円/月</b>

<b>就労による効果</b>	<b>▲26,190円/月</b>	<b>▲72,960円/月</b>	<b>▲8,320円/月</b>
----------------	-------------------	-------------------	------------------

社会的雇用制度の創設により、一人の障害者が非就労から就労にシフトすることで、最大で年間約90万円の社会的コストを削減できる